

第11回壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時 令和2年5月25日（月） ： ～ ：

場所 役場中会議室

1 開 会

2 国・道の動向と各班の対応状況

（1）国、道などの動き

（2）住民対策班

（3）教育対策班

（4）総務対策班

（5）経済対策班

3 今後の対応について

4 閉 会

「北海道スタイル」安心宣言

事業者の皆様に取り組んでいただきたい

7つのポイント

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。

5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょう。

- ・ 一定の距離(2m程度)の確保
- ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保

6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょう。

7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせしましょう。

「新型コロナウイルス感染症」 感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

【令和2年5月22日改訂版】

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

区 域 北海道内全域

期 間 令和2年4月17日（金）から令和2年5月31日（日）まで

実施内容

- ・北海道においては、感染状況は一時より改善しているが、いまだ厳しい状況が続いていることから、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」の実践に取り組んでいく。
- ・特措法によらない施設の使用停止（自粛）の協力依頼については、全て解除する。

感染症のまん延防止に向けた取組

- 外出自粛の要請等
- 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

「新しい生活様式」の実践

- 感染防止の徹底
- 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進
- スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- クラスターが多数発生しており、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市と他の地域との不要不急の往來自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請〔特措法第24条第9項〕
- 特に、これまでクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往來自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕

※今後予定される国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

2

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

- 施設管理者又は催物（イベント）の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止を要請〔特措法第24条第9項〕

（※） 5月25日（月）以降、施設の使用停止については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など、「新北海道スタイル」を実践する準備が整ったところから一部解除
- 学校（大学等を除く）は5月31日（日）まで臨時休業を要請〔特措法第24条第9項〕
- 上記以外の「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請〔特措法第24条第9項〕

※今後予定される国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

3

「新しい生活様式」の徹底

道民及び事業者が互いに連携し感染拡大の防止に努め、「新しい生活様式」の実践に取り組む「北海道スタイル」の構築を目指し、以下の取組を進める。

■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請
- 事業者に対し、感染拡大防止の取組内容を可視化するなど、業種別などのガイドラインを参考に具体的な取組を進め、感染拡大防止に向けた対策を要請

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

■ スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

- 道民及び事業者・管理者に対し、スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩など生活の維持に必要な場合においても、感染拡大防止のための対策が講じられるよう要請【特措法第24条第9項】

4

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

対象施設一覧 ①

石狩振興局管内

■ 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の 種類	要 請 内 容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請（＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、体育館、水泳場、ボウリング場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 等
商業施設		科学館、記念館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学・学習塾等		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
学校		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
		学校（大学等を除く。）

5

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請

対象施設一覧 ②

石狩振興局管内以外の地域

■ 基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

施設の 種類	要請 内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物(イベ ント)の開催の 停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業 に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券 売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ

6

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請 (協力依頼)

対象施設一覧 ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設 (適切な感染防止対策(*)の協力を要請) ※別表参照

施設 種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の 協要 請	病院 診療所 薬局 等
社会福祉施設 等	必要な 保 育 を 確 保 し た 上 で 適切な感染防止対策の 協要 請	保育所 学童クラブ 等
	適切な感染防止対策の 協要 請	通所介護その他これに 類する通所又は短期間入所に より利用 される福祉サービス又は保健医療サービスを 提 供する施設 (通所 又は短期間入所の 用 供する部分に 限る。)
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の 協要 請	卸売市場 食料品売場 百貨店・ホームセンタ ー・スーパーマー ケット等 に おける生活必需物資売場、 コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策等の 協要 請	飲食店(居酒屋 含む。)、 料理店、喫茶店 等 (宅配・テ ィ ク アウトサービス 含む。)
住宅 宿泊施設	適切な感染防止対策の 協要 請	ホテル 又は旅館 共同住宅 寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の 協要 請	バス タ クシマ レンタ カマ 鐵道、 船舶 航空機 物流サービ ス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の 協要 請	工場 作業場 等
金融機関・ 官公署等	テレワークの 一層の 推進 要請、 適切な感染防止対策の 協要 請	銀行 証券取引所、 証券会社 保険、 官公署 事務所 等
その他	適切な感染防止対策の 協要 請	メディア 葬儀場、 銭湯 質屋 獣医 理容、 ランドリー ごみ処理関係 等

7

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

別表

適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組 (例)
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉 密集 密接)の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) 換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける) 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) 従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

8

スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請(協力依頼)

目 的	要請の 対象	具体的な取組(例)
スーパーマーケット等、商店街での3密(密閉・密集・密接)の防止	道 民 皆さま	買い物 における外出を 分散するため 毎日の 買い物を 3日に 1回程度に 変える
		買い物 出かける人数を 必要 最小限に 絞る
		食料品など、 必要 以上の 買いたたき など はな い
	事業者 皆さま	【スーパーマーケット等】 ・高齢者 障がい者 ヘルプマーク着用者 妊婦など、 専用の 買い物時間 を設 定する ・買い物カゴ数の 制限による入店抑制 を 行う ・特売広告やポスターアップを 行う ・イートインスペースの 増設・袋詰めスペースを 拡大する 【商店街】 ・3密防止の 横断幕やチラシを 作成し 商店街への 来街者に 注意喚起を 呼び掛ける ・特売広告やポスターアップを 行う ・カラーコーンなどによりソーシャルディスタンスの 確保を 掲示する
公園等での3密(密閉・密集・密接)の防止	道 民 皆さま	少人数で混雑時を 避ける
		人と人の 距離を 適切に 取る
	管理者 皆さま	使い方の 工夫や感染対策について 利用者への 協力を 呼び掛ける ・公園はすいた 時間 場所を 選ぶ 施設の 利用状況に よっては 利用制限 を 行うこともあり得る旨 あらかじめ周知

9

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料3-2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ダンスホール	対象	対象	対象	対象	
	スナック	対象	対象	対象	対象	
	バー	対象	対象	対象	対象	
	ダーツバー	対象	対象	対象	対象	
	パブ	対象	対象	対象	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	対象	対象	対象	
	ヌードスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	のぞき劇場	対象	対象	対象	対象	
	ストリップ劇場	対象	対象	対象	対象	
	性風俗店	対象	対象	対象	対象	
	デリヘル	対象	対象	対象	対象	
	アダルトショップ	対象	対象	対象	対象	
	個室ビデオ店	対象	対象	対象	対象	
	ネットカフェ	対象	対象	対象外	対象外	
	漫画喫茶	対象	対象	対象外	対象外	
	カラオケボックス	対象	対象	対象	対象	
	射的場	対象	対象	対象	対象	
	ライブハウス	対象	対象	対象	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	対象	対象	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	対象	対象外	対象外	
	ボウリング場	対象	対象	対象外	対象外	
	スケート場	対象	対象	対象外	対象外	
	スポーツクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	バッティング練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	陸上競技場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	野球場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	テニスコート（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔剣道場	対象	対象	対象外	対象外	
	弓道場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	マージャン店	対象	対象	対象外	対象外	
	パチンコ屋	対象	対象	対象外	対象外	
	ゲームセンター	対象	対象	対象外	対象外	
	テーマパーク	対象	対象	対象外	対象外	
	遊園地	対象	対象	対象外	対象外	
劇場等	劇場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	対象	対象外	対象外	
	プラネタリウム	対象	対象	対象外	対象外	
	映画館	対象	対象	対象外	対象外	
	演芸場	対象	対象	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料3-2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
集会・展示施設	集会場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	対象	対象	対象外	対象外	
	展示場	対象	対象	対象外	対象外	
	貸会議室	対象	対象	対象外	対象外	
	文化会館	対象	対象	対象外	対象外	
	多目的ホール	対象	対象	対象外	対象外	
	神社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	教会	対象外	対象外	対象外	対象外	
	博物館	対象外	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	図書館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	科学館	対象	対象外	対象外	対象外	
	記念館	対象	対象外	対象外	対象外	
	水族館	対象	対象外	対象外	対象外	
	動物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	植物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 石狩施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（注1）
	ペット美容室（トリミング）	対象	対象外	対象外	対象外	
	宝石類や金銀の販売店	対象	対象外	対象外	対象外	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	対象外	対象外	対象外	
	古物商（質屋を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	金券ショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	古本屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋盤店	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオレンタル	対象	対象外	対象外	対象外	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	対象外	対象外	対象外	
	ゴルフショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	土産物店	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅行代理店（店舗）	対象	対象外	対象外	対象外	
	アイドルグッズ専門店	対象	対象外	対象外	対象外	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。
	ネイルサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	まつ毛エクステンション	対象	対象外	対象外	対象外	
	スーパー銭湯	対象	対象外	対象外	対象外	
	岩盤浴	対象	対象外	対象外	対象外	
	サウナ	対象	対象外	対象外	対象外	
	整体院（※1）	対象	対象外	対象外	対象外	
	エステサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	日焼けサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	脱毛サロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	写真屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	フォトスタジオ	対象	対象外	対象外	対象外	
	美術品販売	対象	対象外	対象外	対象外	
	展望室	対象	対象外	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 3 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
大学・学習塾等	大学	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	インターナショナルスクール	対象	対象外	対象外	対象外	
	自動車教習所	対象	対象外	対象外	対象外	
	学習塾	対象	対象外	対象外	対象外	
	オンライン授業	対象外	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力の依頼) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（注1）
	家庭教師	対象外	対象外	対象外	対象外	
	英会話教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	音楽教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	そろばん教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	バレエ教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	体操教室	対象	対象外	対象外	対象外	
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中学校	対象	対象	対象外	対象外	
	義務教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専修学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専門学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中等教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	特別支援学校	対象	対象	対象外	対象外	

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（５／２５以降）

資料３－２

２ 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは５／２５以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
医療施設 (※1)	病院	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	歯科	対象外	対象外	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	対象外	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	児童クラブ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
	婦人保護施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
生活必需物資 販売施設	その他の社会福祉施設	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	卸売市場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	食料品売場（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	雑貨屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
食事提供施設	文房具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	酒屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	飲食店（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	料理店（※1）	酒類提供時間短縮 に関する協力依頼 を解除	酒類提供時間短縮 に関する協力依頼 を解除	酒類提供時間短縮 に関する協力依頼 を解除	酒類提供時間短縮 に関する協力依頼 を解除	
	喫茶店（※1）					
	和菓子・洋菓子店（※1）					
	タピオカ店（※1）					
居酒屋（※1）						
屋形船（※1）						
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寄宿舎	対象外	対象外	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ラブホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
交通機関等	ウィークリーマンション	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	バス	対象外	対象外	対象外	対象外	
	タクシー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	対象外	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（５／２５以降）

資料 3 - 2

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは５／２５以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	対象外	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	対象外	対象外	
	A T M	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	官公署	対象外	対象外	対象外	対象外	
	各種事務所	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸倉庫	対象外	対象外	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸衣装屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	質屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ペットホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	100円ショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	駅売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	花屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ランドリー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	クリーニング店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	対象外	対象外	対象外	

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。